

# 鏡石町木材利用推進基本方針

令和5年6月1日策定

## 第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のため建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定）に即して、町内に整備される公共建築物等における木材利用のための基本的事項、町産材等の利用のための推進すべき取組み、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものである。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、国または地方公共団体が整備する公共の用または公用に供する建築物のほか、国または地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準ずる建築物をいう。
- (2) 「地域材」とは、町内もしくは県内の森林から生産された木材または国内の森林から生産された素材を、県内の製材所等で製材品等に加工された木材をいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築または改築もしくは模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 「FSC 認証木材」とは、適切に管理された山林からできた木材製品（環境に配慮した製品）の証で、購入することでSDGsに貢献することができる材料をいう。

## 第3 公共建築物等における木材利用推進のための基本的事項

- (1) 町は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。  
また、町は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、地域材の利用を働きかけるよう努める。
- (2) 町が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合を除き、間伐材等木材の利用に積極的に取り組むものとする。
- (3) 町が公共建築物等に導入する机等の備品・家具等は、可能な限り木材製品とする。
- (4) 前3項において使用する木材は、可能な限り地域材、または、FSC 承認木材とする。

## 第4 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内の公共建築物であり、広く町民一般の利用

に供される学校、社会福祉施設、保健・衛生施設、運動施設（社会教育施設等）、都市・住宅施設の建築物のほか、行政施設等その他町が整備する建築物とするが、建築コストや維持管理及び解体・廃棄等のコスト、耐火性、安全性、緊急性についても考慮して木造化が適当ではないと認められる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

#### 第5 その他町内の建築物における木材の利用促進に関し必要な事項

町は、国または地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められ施設等について第4の規定に準じて木造化、木質化を推進する。

#### 第6 地域材の利用拡大の促進

町は、森林整備業者、木材製造業者、建築物を整備する事業者、その他関係者との意見交換を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な施策の検討に努めるものとする。

#### 第7 木質バイオマス利用の促進

町が整備する公共建築物における暖房設備の設置に際しては、可能な範囲で木質ペレットやチップ等の木質化バイオマスを燃料とする施設の導入について考慮する。

また、民間事業者等が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に情報提供を行い、木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

#### 第8 町民への普及啓発

町は、公共建築物をはじめとした木材の積極的な利用を通じ、木とふれあい、木の良さを実感する機会を提供することにより、循環型社会の形成へ向けた森林づくりの必要性等について、町民の理解を得るように努めるものとする。

#### 第9 建築物木材利用促進協定の推進

町は、県が行う建築物木材利用促進協定の推進に努め、町が行う場合には県の取扱いに準じるものとする。